

第2回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和7年8月6日（水曜日）午後4時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1－4－1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
西 田 和 弘
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 小 橋 政 次
高 山 伸 男
西 崎 知 佳 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 黒 田 和 美 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官 ただ今より、第2回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数の確認について報告申し上げます。本日は、委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます議題について説明申し上げます。

（1）岡山県最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長よろしく願いいたします。

片山部会長 皆様、御苦勞様です。それでは第2回岡山県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

議題に入る前に、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

それではまず、本日までの他局の金額改定状況について、情報がございましたら事務局より提供をお願いします。

黒田室長 1局結審された局があります。

栃木局、ランクB、引上げ額64円、目安プラス1円、引上げ後額1,068円、発効日は10月1日ということです。以上です。

片山部会長 ありがとうございます。

それでは、審議事項（1）「岡山県最低賃金額審議」について審議を始めさせていただきます。

まず、本年度の金額審議に臨むに当たっての労使それぞれの基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

打合せ時間が必要かと思いますが、どのくらい必要でしょうか。

使用者側委員 15分ほどいただけますか。

片山部会長 労側もよろしいでしょうか。

労働者側委員 はい。

片山部会長 それでは、労使に分かれての打合せをお願いいたします。16

時 15 分に再開しますので、時間になりましたらこの会場にお戻りください。傍聴席の方も一旦退室をお願いいたします。全体会議再開時には、改めてご案内いたします。

黒田室長

事務局で控室にご案内いたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使双方委員入室)

片山部会長

それでは再開します。

これより公労使の全体会議を始めます。

まず最初に労働者側から、次に使用者側から、基本的な考え方について説明をお願いしたいと思います。

それでは、労側の方からお願いいたします。

労働者側委員

それでは、労働者側から今年度の審議に当たっての基本的な考え方を申し上げさせていただきます。

大きくは3点ありまして、それぞれ1点ずつ各委員から述べさせていただきます。

まず、私の方からは経済情勢を踏まえた最低賃金引上げの必要性について述べさせていただきます。

内閣府の月例経済報告では、アメリカの通商政策等による影響が一部にみられるものの、経済は緩やかに回復しているとされています。

岡山県においても、日銀岡山支店の岡山県金融経済月報では、県内景気は一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復が続いているとされています。

一方で、本年の春季生活闘争では、全ての働く人の持続的な生活向上を図り、新たなステージを我が国に定着させることを目指すと位置づけ、連合全体で5.25%の賃上げ率となり、1991年以来33年ぶりの5%越えとなった昨年を上回る賃上げとなりました。

岡山県内の賃金の引上げ額は13,526円、率で言うと4.9%でした。これを連合リビングウェイズでも使われています厚生労働省の所定内実労働時間数、直近3年平均の165時間を用いて時間あたりに換算すると、81.9円の増加となります。比較可能な2013闘争以降で最も高くなっています。労使が賃金、経済、物価を安定した順行軌道に乗せる正念場であるとの共通認識の下、企業の持続的な成長と、社会全体の生産性向上へつながる人への投資の重要性について、中長期的な視点を持って粘

り強く真摯な交渉を行った結果と受け止めています。

しかしながら春季生活闘争の取組は健全な労使関係、すなわち組合のある会社の話であり、組合のない会社で働く人々には交渉すらできない現状にあります。最低賃金の引上げは、組合のない会社で働いている人達の賃金水準を上げる一面もあり、引上げをしない限り格差は広がっていくばかりであります。物価高が続く中で労働者の生活は厳しさを増していきまして、とりわけ最低賃金近傍で働く生活者の暮らしは極めて苦しくなっています。そのような中で、今年の最低賃金引上げへの期待感は今まで以上に高まっています。最低賃金を引き上げ、最低賃金近傍で働く労働者の生活の安心、安全を担保することは不可欠であり、厳しい環境下での最低賃金の引上げは、生活の安心や、社会的セーフティーネットを促進する強いメッセージとなりうると考えています。

労働者側委員

2項目として、私の方から地域別最低賃金の水準そのものについて述べさせていただきます。

まず、憲法、そして最低賃金法の中で規定されております「健康で文化的な最低限度の生活を営む」という目的を満たしているかどうかという点について、最低賃金の引上げ幅のみならず、最低賃金のあるべき水準の観点から議論が必要であると考えております。

今、いろんな商品の物価が上がっておりますけれども、その中で、岡山県の最低賃金は982円となっております。この中で年間約2,000時間働いても200万円に届かず、196万円にしかないということであれば、その水準というものは、働く貧困層といわれるワーキングプアとなること、この数字で健康で文化的な最低限度の生活を維持することはできないというふうに考えております。

また、連合が労働者の最低限度の生活を営むのに必要な賃金水準として取りまとめた連合リビングウェイズは、岡山県における単身者は188,000円となっております。こちらを先ほどもありました所定内実労働時間、全国平均165時間で割りますと1,140円という数字になります。

一方で、政府が示す「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改定版」、こちらには、最低賃金について「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向け、たゆまぬ努力を継続する」とあります。

岡山県の最低賃金を 2020 年代に 1,500 円までにするという
ことであれば、今年 100 円以上上げていかなければならないと
いう計算になります。

いずれにしましても、現在の岡山県における最低賃金の水準
は、不十分ではないかというふうに考えています。安心して暮
らせる生活に必要な賃金水準を早期に確保していく必要があ
ると考えています。以上です。

労働者側委員

続いて、私の方からは地域間格差の是正について述べさせて
いただければと思います。

従来、賃金の向上による人材確保は、将来の岡山県の経済成
長につながるといった考え方を示してきました。

地域間の格差は地方から都市部へと労働力を流出させ、地方
の中小・零細企業の事業継続、発展の厳しさに拍車をかける一
因になると考えられます。

一方で、岡山県内におきましては、天満屋や両備、水島コン
ビナートなど岡山を代表する企業、産業が存在しております。
中国地方における 5 県の中でも岡山県が見劣りすることはあ
りませんが、最低賃金の水準におきましては、隣県と比較しま
すと十分とは言えない状況にあります。

加えて、岡山県に暮らす人々が岡山県で働き、住み続けるこ
と、岡山県を愛することが重要ではないか考えております。こ
れらの点から、現在の隣県との最低賃金の格差は大きな課題で
あると認識しておりまして、通勤圏内である広島県の現在の最
低賃金額は 1,020 円で、岡山県とは 38 円の差があり、また、
兵庫県では 1,052 円で、70 円の差、大阪府にいたっては 1,114
円で、132 円もの差があります。この賃金の差額に約 1 年間の
労働時間 2,000 時間を乗じ、年額に換算しますと、広島県とは
76,000 円、兵庫県とは 140,000 円、大阪府とは 264,000 円と大
きな差となります。

また、一昨年、3 ランク制への移行に伴いまして、以前の B
ランクと C ランクが同じ B ランクになりましたが、それまでの
4 ランク制によって開いていた地域間格差を縮小させていく
必要があるというふうに考えております。

さらに、一昨年には目安 40 円にプラス 2 円を上乗せした石
川県に、昨年には目安 50 円にプラス 4 円した新潟県と、プ
ラス 3 円とした福井県に抜かれ、それまで 47 都道府県中 23 番目
だった岡山県の位置づけが 26 番目に下がっていることも事実
でございます。このことは労働者側だけでなく、岡山県に住ん
でいるものとして非常に危機感を抱いております。

以上を踏まえ、低水準で生活している労働者の生活水準の改善、ランク間格差、地域間格差の是正のため、より魅力ある岡山となるため、未来につながる真摯な議論をお願いしたいと思います。以上です。

片山部会長 ありがとうございました。
補足はよろしいですか。

(特になし)

片山部会長 数字の確認をさせていただきたいのですが、1点目の経済情勢のところで、13,526 円のところの説明をもう一度お願いします。

労働者側委員 連合岡山が今回の春闘で出している賃金の引上げ額が13,526 円、率で言うと 4.93%になります。

片山部会長 それを連合リビングウェイジの全国平均の実労働時間である 165 時間で割ると 81.9 円になると、そういう御説明でよろしいでしょうか。

労働者側委員 はい、そうです。

片山部会長 それから、2点目の最低賃金の水準のところで、岡山単身者が188,000 円という数字が出たと思うのですが、これは連合リビングウェイジで単身者が普通に生活できる水準が188,000 円という数字に設定されているということでしょうか。

労働者側委員 そういう試算が出たということで、この数字を挙げさせていただきました。

片山部会長 先ほどの話ですと、それを全国平均の実労働時間数 165 時間で割るとだいたい 1,140 円というふうになるという、そういう趣旨ですかね。

労働者側委員 そうです。

片山部会長 ありがとうございます。
そのほかの委員の方々と、何か御確認したいことはありませんか。

(特になし)

片山部会長

では、続きまして使側の方から基本的な考え方をお願いします。

使用者側委員

私たちを取り巻く経済・経営環境ですけれども、日銀の7月の経済金融月報では先ほどもおっしゃっていましたが、
「緩やかな回復が続けている」ということなのですが、ただ、
「海外経済の動向次第では不確実性が極めて高い」という見通しであります。

あわせて、7月の岡山財務事務所の報告によりますと、
総括で「県内経済は緩やかに回復しつつある」としながらも、
先行きにつきましては「物価上昇の継続、米国の通商政策等の
影響に注意する必要がある」というふうに懸念を示している
ところです。

会社経営者からすれば将来の先行きについて慎重に構える
ことになるかと思います。そういった中で、これだけ物価が上
がり、賃金も少しずつ上がっていく中で、ある程度の最低賃金
を引き上げることの必要性は使側としても十分理解できる話
ではあります。

ただ、審議に際しては全国が目安額に拘束されることなく、
地元企業の実態や、地域経済の実情を踏まえた納得感のある審
議を進めていきたいと考えています。

今年が目安額につきまして63円、6.0%アップという過去最
高の引上げであります。これも2年続けて大きい額です。昨年
の50円に比べましても余りにも突出しすぎの印象を受けてお
ります。こうした急激な引上げによって、人件費の負担増は、
特に地元の中小零細の経営者、企業経営を直撃するということ
で、事業の継続を危うくさせかねないという懸念もされるところ
です。

先の新聞報道によりますと、5月の岡山県内の企業倒産件数
は14件と、前年同月比プラス4件という状況でございます。
しかも14件のうち、12件が従業員数10人未満という小規模の
事業者ということでもあります。

次に岡山県の最低賃金の推移ですが、平成29年以降、令和
2年を除き3%台の賃上げが続いてきたところです。令和5年
は4.48%、昨年は5.36%と大幅な引上げとなっています。同
時にその引上げによる影響率も拡大しておりまして、令和5年
は20.8%のところ、昨年は22.8%と、更に拡大しております。

今年が目安通りの63円を県内に適用した場合、試算では最

賃額は1,045円になりまして、引き上げ率は6.42%、その影響率は25.88%と更に上昇するということでもあります。

賃金のアップとあわせまして、社会保険料の事業主負担もアップするわけで、それらを含めると、人件費の大幅アップは企業経営に対する影響が一層大きくなるということでもあります。その辺を踏まえて、納得感のある審議を進めていきたいと思っております。以上です。

使用者側委員

では、私の方から申し上げます。

今年の6月に公益委員と労側委員、事務局と一緒に工場視察させていただきました。1つは水島にある大手の会社、もう1社は倉敷の中小零細企業でした。そこで感じたことは、零細企業の方は20人前後の会社でした。その会社も親会社がありまして、親会社に部品を売っているのですが、原材料についてはある程度値上げを認めてもらってきていると。しかし、人件費まではなかなか認めてもらえないという話でした。よく生産性を上げてくださいというのですが、なかなか中小零細で生産性を上げる設備であったり、そういった設備投資をしたりすること自体が難しい状況であるというような話もありました。

当然、経営者側としては賃金を上げるのはやぶさかではなくて、極力上げてあげたいというのはあります。しかしながら、中小・零細企業ではその率をどのように持っていくか、ここは労側とじっくり話をしながら進めていきたいというふうに考えています。

使用者側委員

では、私から2点お話をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は最低賃金の必要性は認めるものの、ここ数年大幅な引上げが続いております。

先ほどの藤村中央最低賃金審議会の会長のビデオメッセージにもありましたように、今回の審議では影響力も非常に大きいということで、発効日にこだわらず、地域の実情に応じた真摯な議論を重ねるよう十分な時間を取って議論をしていきたいというふうに考えています。

それから、2点目ですが、最低賃金だけの議論を本当にしてもいいのかなと思っています。意見書の中にもありましたが、最低賃金を上げてどうしても所得控除の壁がある関係で労働時間が短くなるという実情もあるということで、最低賃金とともに、そのほかの税制も含めた政策パッケージとして議論をしていかないと、なかなか最低賃金だけを議論するには限界があるのかなと感じております。この場でその議論がどこま

でできるかは別ですが、そういう視点でも我々は考えていかなければいけないと思っています。以上です。

片山部会長 使側は以上でよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長 労側の皆さん、公益委員の方も何か質問などはありませんか。

(特になし)

片山部会長 ただ今、労使双方から金額審議にあたっての基本的な考え方を聞かせていただきました。

次に、今、お話しいただいた考え方を踏まえまして、労使双方から具体的な金額提示をお願いしたいと思いますが、本日の金額提示は可能でしょうか。

使用者側委員 考えております。

片山部会長 労側もよろしいでしょうか。

労働者側委員 はい。

片山部会長 打合せは必要でしょうか。
打合せなしで大丈夫でしょうか。

(なしに同意する声)

片山部会長 それでは、労使双方から金額提示をお願いしたいと思いますが、御意見についてですが、公労、公使の二者協議として進みたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長 それでは、二者協議に入りたいと思いますので、まずは、労側から御意見をお伺いしたいと思います。使側委員の方は控室に移動をお願いします。お手数ですが、傍聴の方も一旦退出をお願いします。

全体協議を再開する際には、改めて御案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長

それでは再開します。これより、公労使の全体会議を始めます。

先ほど、労使それぞれから金額の提示がありました。

ここで、労使の提示した金額、それから、その理由について概要を説明させていただきます。

まず、結論ですけれども、労側の方からプラス 79 円の提示がありました。

一方、使側の方からは、プラス 44 円の提示がありました。

まず、労側の方の根拠を説明いたします。

最初に労側が言われた御意見を前提に、健康で文化的な最低限度の生活の確保であるとか、地域間格差の是正、これらを重視すべきだと。そういったことを前提に、連合のリビングウェイジ、岡山単身者の数字 188,000 円、これを年間の全国の実働労働時間数の 165 時間で除すと、1 時間当たり 1,140 円になる。この 1,140 円に現行の岡山県最賃の 982 円から 2 年で到達したい。そうすると 1,140 円から 982 円の差額 158 円に 2 年で到達するためには 1 年に 79 円の引上げが必要であるということで、労側からは 79 円の提示がありました。

一方で、使側の方からは 44 円の提示があり、その根拠として、まず、前提として 3 要素ですね、労働者の生計費、賃金、それから、事業の賃金支払い能力、これらを総合考慮して検討すべきだと、そういった話がありました。それを踏まえて、まず、前回の資料 No. 2 の令和 7 年賃金改定状況調査結果の第 4 表 ③「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」の中で、ランク B の賃金上昇率 3.4%、それから、県庁が出しています岡山市の 6 月の消費者物価指数、生鮮食品を除いた総合の物価指数が 3.4% 上昇、それから、前回の資料 No. 9、岡山県の春季賃上げ妥結状況の中の、岡山県経営者協会が出している 2025 年の賃上げ率、それが 4.48%、これらの指標に注目すべきだという話がありまして、その中で一番高い 4.48% を現行の岡山県の最低賃金額 982 円にかけますとプラス 44 円になると、そういった説明が使側からありました。

概要説明は以上になります。

今、労使双方から御意見をいただいたのですが、労使の御意見に相当隔たりがあるように思われます。今後の進め方についてはいかがいたしましょうか。労使委員から御意見等ございますか。

使用者側委員 今日はとりあえずこれ以上の議論を進めても仕方ないと思うので、日を改めて議論したらいいのかなと私は思います。

片山部会長 それぞれ持ち帰って検討いただくということですね。

使用者側委員 これだけ差が開いているのだから、落としどころをどこへ持ってくるのか労使とも考えないといけないので。

片山部会長 では、今日は持ち帰って検討いただくということをお願いしたいと思います。

 そうすると、本日はこれ以上の進展は得られそうにありませんので、これを持ちまして本日の金額審議を終わらせていただきます。

 事務局から何かございますか。

黒田室長 特にございません。

片山部会長 それでは、本日はこれを持ちまして第2回岡山県最低賃金専門部会を終わらせていただきます。次回は、8月8日金曜日15時から、共用会議室C Dで開催いたします。

 本日はお疲れさまでした。